
協会員証券市場公正化基金の使途の見直しに伴う「経理規則」等の一部改正について

日証協 平成 29 年 10 月 18 日

本協会では平成 28 年 4 月より、協会員証券市場公正化基金を設置したところであるが、本基金の原資である旧会員研修基金の財産の性質を踏まえ、本基金の使途に研修に関する事業の追加を行うため、所要の改正を行う。

本規則改正は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

本規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表、改正後公正化基金設置要綱は、以下のとおりである。

協会員証券市場公正化基金の使途の見直しに伴う経理規則等の一部改正について

平成 29 年 10 月 18 日

日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会では平成 28 年 4 月より、協会員証券市場公正化基金を設置したところであるが、本基金の原資である旧会員研修基金の財産の性質を踏まえ、本基金の使途に研修に関する事業の追加を行うため、所要の改正を行う。

II. 改正の骨子

1. 「経理規則」の一部改正

本基金の元本の繰入の対象とする公正化等に資する事業について、「協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く」規定を削除する。

(第 32 条)

2. 「『協会員証券市場公正化基金』の設置について」(理事会決議)の一部改正

本基金の使途に研修に関する事業を追加する。

(4. 基金の使途)

III. 施行の時期

この改正は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

以 上

「経理規則」の一部改正について

平成 29 年 10 月 18 日
 (下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(基金の管理及び運用)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>1～3 (現行どおり)</p> <p>4 第 2 項の規定にかかわらず、会員証券市場活性化基金特別会計に属する基金の元本は、活正化に資する事業(定款第 7 条第 1 項各号に掲げる業務をいう。以下同じ。)の支出に充てるため、協会会員証券市場公正化基金統合特別会計に属する基金の元本は公正化等に資する事業(同項第 1 項第 1 号から第 11 号まで、第 13 号及び第 18 号に掲げる業務のうちこれらに類する業務をいう。以下同じ。)の支出に充てるため、予算の定めるところにより、当該それぞれの事業に係る会計に収入として繰り入れることができる。</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。</p>	<p>(基金の管理及び運用)</p> <p>第 32 条 (省 略)</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>4 第 2 項の規定にかかわらず、会員証券市場活性化基金特別会計に属する基金の元本は、活正化に資する事業(定款第 7 条第 1 項各号に掲げる業務をいう。以下同じ。)の支出に充てるため、協会会員証券市場公正化基金統合特別会計に属する基金の元本は公正化等に資する事業(同項第 1 項第 1 号から第 11 号まで、第 13 号及び第 18 号に掲げる業務のうちこれらに類する業務(同項第 11 号に掲げる業務にあつては、<u>協会員の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。</u>)をいう。以下同じ。)の支出に充てるため、予算の定めるところにより、当該それぞれの事業に係る会計に収入として繰り入れることができる。</p> <p>5 (省 略)</p>

『協会員証券市場公正化基金』の設置について（理事会決議）の一部改正について

平成 29 年 10 月 18 日
（下線部分変更）

新	旧
（ 現行どおり ）	（ 省 略 ）
4. 基金の用途 （ 現行どおり ）	4. 基金の用途 （ 省 略 ）
使 途	使 途
(1) 内部者登録制度に関する事業	(1) 内部者登録制度に関する事業
(2) 反社会的勢力排除に関する事業	(2) 反社会的勢力排除に関する事業
(3) 株式・公社債市場等の公正な運営に関する事業	(3) 株式・公社債市場等の公正な運営に関する事業
(4) 外務員登録、資格試験の公正な運営に関する事業	(4) 外務員登録、資格試験の公正な運営に関する事業
(5) 協会員と顧客との紛争等の解決に関する事業	(5) 協会員と顧客との紛争等の解決に関する事業
(6) 金融・資本市場にかかる普及啓発・広報事業	(6) 金融・資本市場にかかる普及啓発・広報事業
(7) 研修に関する事業	
※ただし、基金のうち、資本市場振興財団から受け入れた助成金については、 <u>上記(7)の事業に限る。</u>	
付 則	
この改正は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。	

「協会員証券市場公正化基金」の設置について

平成 28 年 3 月 16 日
(平成 29 年 10 月 18 日改正)
日 本 証 券 業 協 会

1. 目 的

本基金は、金融・資本市場の公正化に資する本協会事業及び金融・資本市場にかかる普及啓発・広報事業を円滑に実施することを目的に、定款第82条の基金の規定にもとづいて平成28年4月1日に設置する。

2. 会計の形態

本基金は、「協会員証券市場公正化基金統合特別会計」を設置し（経理規則第31条第2項第2号ロ）、同会計にて会計処理を行う。

3. 基金の原資

本基金は、平成27年度末時点における会員研修基金及び会員証券市場公正化・活性化基金の公正化勘定の正味財産並びに特別会員一般基金及び特定業務会員一般基金の正味財産のうち過怠金を原資とするとともに、平成28年4月1日以降に発生する協会員の過怠金を原資とする。

4. 基金の用途

本基金の用途の対象とする事業は、経理規則第32条第4項に規定する公正化等に資する事業とし、具体的には、次の考え方にに基づき、下表の事業を拠出の対象とする。

(1) 過怠金は、法令・諸規則等違反に対して自主規制規則に基づく「処分」として賦課されるものであり、それを主な原資とする本基金の拠出は、一定額を当該違反の再発を防ぐための活動など自主規制に関する事業に充てることができるものとする。

(2) また、経理規則に定める事業の範囲内で、①社会的な状況等を踏まえ、会費等による負担を抑えつつ、一定期間集中して取り組む必要があるものや、②一時的に拠出し、その有効性を確認しつつ、将来的には各事業会計において会費等による継続事業として行う可能性の高いものに充てることができるものとする。

(3) 提出案件が、上記(2)によるものである場合には、具体的提出案について総務委員会、理事会の承認・了承を得て予算化するものとする。

使 途
(1) 内部者登録制度に関する事業
(2) 反社会的勢力排除に関する事業
(3) 株式・公社債市場等の公正な運営に関する事業
(4) 外務員登録、資格試験の公正な運営に関する事業
(5) 協会員と顧客との紛争等の解決に関する事業
(6) 金融・資本市場にかかる普及啓発・広報事業
(7) 研修に関する事業

※ただし、基金のうち、資本市場振興財団から受け入れた助成金については、上記(7)の事業に限る。

以 上